

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	国立研究開発行政法人への民間企業等からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 また、国立研究開発行政法人への個人からの寄附金について、寄附金額の 40%を税額控除する制度を新たに創設する。 （※）「国立研究開発行政法人」とは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において研究開発型に類型化され、また、同基本方針を踏まえ、5 月 11 日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、「研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ること」を目的として規定された法人をいう。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1 5 5 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国立研究開発行政法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 (2) 施策の必要性 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型として、「研究開発型」の法人が位置付けられ、かかる法人に対して、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際頭脳循環の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い等の運用について、法人の業務に応じた適切な内容となるよう、必要な対応を行うこととされている。 また、民主党・行政改革調査会会長からは、同閣議決定の趣旨を踏まえ、今後の国立研究開発行政法人に係る運用改善の方向性について要望がなされており（平成 24 年 4 月 25 日）、要望事項として、「国立研究開発行政法人の税制の検討に当たっては、国立研究開発行政法人に対する民間企業等の寄附は全額損金算入とするなど、イノベーション創出促進の観点からの見直しを行う」とと明示されている。 一方、厳しい財政事情の下、国立研究開発行政法人としても、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、国の財政支出のみに依存しない自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、国立研究開発行政法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策体系における明確な位置付けはない
		政 策 の 達 成 目 標	
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	未定
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	未定
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	
		要望の措置 の 妥 当 性	国立研究開発行政法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。 また、国立研究開発行政法人にとっても、自己収入（寄附金受入）の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		平成 22 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。